

社会福祉法人伸生双葉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人伸生双葉会(以下「法人」とする。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員」とする。)の報酬について定めるものとする。

(役員及び評議員の報酬)

第2条 法人の役員及び評議員の報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示、又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、社会福祉法人伸生双葉会役員等の費用弁償に関する規程のとおり費用を弁償する。

(改廃)

第4条 この規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。